

# 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援(市民の方向け)

R4.12.1現在

市の事業

県の事業

国の事業

その他の事業

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
市税等の徴収猶予	市税等の徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などが対象	収納推進課	(0859) 23-5105
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免についての相談対応	感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の著しい減少が見込まれる方	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	保険課	(0859) 23-5122
介護保険料の減免・徴収猶予	介護保険料の減免・徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業等に係る収入に相当の減少があった方	介護保険料の減免・徴収猶予	長寿社会課	(0859) 23-5131
米子市体育施設の利用におけるキャンセル料金の減免	手数料の減免	米子市体育施設の利用者	新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした公の施設の使用等の取消しに係るキャンセル料の全額免除 【減免対象施設】 米子市営体育施設	スポーツ振興課	(0859) 23-5426
国民年金保険料等の猶予に関する相談受付	国民年金保険料等の免除・納付猶予申請 国民年金保険料学生納付特例申請	収入減となる業務の喪失や売り上げの減少などが一定の要件に該当する方	国民年金保険料免除・納付猶予申請に関する相談及び申請の受付	米子年金事務所 市民二課 地域生活課(淀江支所)	[米子年金事務所] (0859) 34-6111 [市民二課] (0859) 23-5142
感染症に係る融資制度等に必要の証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、固定資産評価・課税証明書、納税証明書	市民一課 市民税課 収納推進課 地域生活課(淀江支所)	[市民一課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収納推進課] (0859) 23-5161
米子駅前地下駐輪場定期利用者に対する定期券の期限の延長または定期料金の還付	定期券の期間の延長 定期料金の一部還付	新型コロナウイルス感染症の影響による休校等により、定期券の使用ができなかった方	【延長】 休校等により10日間以上使用ができなかった場合は、日数に応じて定期券の有効期間を延長 【還付】 ①今後も当面の間使用見込みがなくなった方 ②卒業等で延長を希望されない方 上記①、②のいずれかに該当する場合は納付済みの定期料金の一部を還付	建設企画課 駐輪場管理室	[建設企画課] (0859) 23-5529 [駐輪場管理室] (0859) 31-2132
県営住宅の提供	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方	一時的な住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供	【鳥取県】 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課	(0859) 31-9751
市営住宅の提供	市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により、社員寮等の退去を余儀なくされ、住居を喪失した離職者(喪失見込みの者も含む)	一時的な住まいとして使用していただけるよう市営住宅を提供	住宅政策課	(0859) 23-5263
子育て世帯への特別支援給付金	子育て世帯生活支援特別給付金事業	① 児童扶養手当受給世帯 ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①・②の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	感染症の影響で経済的な困難を抱えている住民税非課税の子育て世帯及び児童扶養手当受給世帯等に子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【支給額】児童1人当たり5万円 【申請期限】令和5年2月28日	こども支援課 給付金窓口	(0859) 21-4561

減免・徴収猶予等

生活支援

住居

子育て

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
子育て	子育て世帯への特別支援給付金	子育て世帯への生活支援給付金事業	① 児童扶養手当受給世帯 ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①・②の世帯と同様の事情にあると認められる世帯	感染症の影響で経済的な困難を抱えている住民税非課税の子育て世帯及び児童扶養手当受給世帯等に子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【支給額】1世帯当たり5万円 【申請期限】令和5年2月28日	こども支援課 給付金窓口  (0859) 21-4561
	県立高等学校の入学料支弁が困難な場合に減免	入学料の減免(県立高等学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、入学料の支弁が困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響で休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少(家計急変)し、入学料の支弁が困難であると認められる場合は、県立高等学校の入学料を減免	【鳥取県】 高等学校課  (0857) 26-7929 8時30分～ 17時15分 (土日・祝日除く)
教育	県立高等学校の授業料支弁が困難な場合に減免	授業料の減免(県立高等学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免	【鳥取県】 高等学校課  (0857) 26-7929 8時30分～ 17時15分 (土日・祝日除く)
	就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与	鳥取県育英奨学資金(高校分)の緊急貸与	会社の倒産、経営不振その他家計急変の事由により、就学困難となった高等学校等の生徒	【貸与月額】 ・国公立 自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円 ・私立 自宅通学30,000円 自宅外通学35,000円 ◆申請資格(全てに該当する者) ・保護者等が県内に在住 ・世帯年収基準を満たすこと(例:4人世帯で7,860千円以下) ・修学意欲があること ・他の奨学金を受けていないこと ・別に定める事由により、家計が急変した者	【鳥取県】 人権教育課  (0857) 29-7145 8時30分～ 17時15分 (土日・祝日除く)
生活支援	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯を対象に実施	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等	対象世帯に対し、以下の要件を満たすものに支給 【収入要件】 収入が①②の合算額を超えないこと(月額) ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 【資産要件】 預貯金が①の6倍以下であること(ただし100万円以下) 【就職等要件】 以下のいずれかの要件を満たすこと ・ハローワークか地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと 【支給額(月額)】 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円 ※ 住居確保給付金との併給が可能。 【支給期間】 申請月から3か月	福祉課  (0859) 23-5151  (0859) 23-5152
	経済的自立を援助しその扶養する児童等の福祉向上を図るための資金貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭等の方や寡婦の方	【生活資金(生活安定期間)】 (対象)ひとり親となって7年未満の者 (貸付額) 生計中心者:月額上限10万5千円 生計中心者以外の者:月額上限7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限31万5千円 【生活資金(失業貸付期間)】 (対象)失業中の者 (貸付額) 生計中心者:月額上限10万5千円 生計中心者以外の者:月額上限7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限31万5千円	こども支援課  (0859) 23-5135

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	住民税非課税世帯等	【対象者】 ① 基準日(R4.9.30)において、R4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② ①のほか、家計が急変し、世帯全員の収入が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 【給付額】1世帯当たり5万円	福祉政策課 非課税世帯等給付金窓口  (0859) 21-4561
指定ごみ袋の無料給付	指定ごみ袋の無料給付	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に鳥取県社会福祉協議会等の生活資金の融資を受けた方のうち、指定ごみ袋の給付を希望する方	指定ごみ袋の無料給付 【支給するごみ袋】 可燃ごみ用指定ごみ袋(40L)×40枚 【申請受付期限】令和4年12月末 ※期間中1回限りの給付	クリーン推進課  (0859) 23-5259
国民健康保険の被保険者で、感染症に感染した被用者を対象に支給する手当金	国民健康保険傷病手当金	米子市国民健康保険の被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている被用者で、感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなった方	【支給額】 直近の3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数 ※ただし、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。また、1日当たりの支給額には上限があります。 【支給期間】 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日 【支給適用期間】 令和2年1月1日から令和5年3月31日まで	保険課  (0859) 23-5126
生活支援 経済的に困窮し、住宅を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給	生活困窮者住居確保給付金制度	次の項目にすべて該当するかたが対象。 ・離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあるかた。 ・離職前に、自らの労働により賃金を得て、概ね主として世帯の生計を維持していたかた。 ・就労能力および常用就職へ向けて活動をする意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行なうかた。 ・住宅を喪失しているかた、または入居している賃貸住宅を喪失するおそれのあるかた。 ・申請月における同一世帯全員の収入合計額及び金融資産の合計額がある一定金額以下であるかた。 ・国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(職業訓練受講給付、就職活動困難者支援事業など)、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていないかた。	【申請月における同一世帯全員の収入合計額の上限】 単身世帯:月額112,000円 2人世帯:月額156,000円 3人世帯:月額183,000円 4人世帯:月額206,000円 5人世帯:月額229,000円  【申請月における同一世帯全員の金融資産の合計額の上限】 単身世帯:468,000円 2人世帯:690,000円 3人世帯:834,000円 4人世帯:972,000円 5人世帯:1,000,000円  【支給額】 次の金額を上限に、支給対象者が賃借する住宅の賃料月額を支給する。 (単身世帯の上限額)月額34,000円 (2人世帯の上限額)月額41,000円 (3~5人世帯の上限額)月額44,000円 (6人世帯の上限額)月額48,000円 (7人以上世帯の上限額)月額53,000円	福祉課  (0859) 23-5151
感染症に感染し、療養のため働くことができない場合も利用できる手当金	傷病手当金	業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ健康保険等の被保険者 ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと ※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。 ② 4日以上仕事を休んでいること ※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されません。 ※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含む。	健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができる制度  【一日当たりの支給額】 傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額	ご加入の健康保険者におたずねください  —

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
生活支援	事業主から休業手当を受け取っていない中小企業の労働者への給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に事業主の指示により休業した労働者のうち、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない方	休業前1日当たり平均賃金の8割1日当たり支給額:8,265円を休業実績に応じて支給	【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	(フリーダイヤル) 0120-221-276
感染対策	マスクの寄付、並びにマスクを必要とされる方への配布バンク制度	とっとりささえあいマスクバンク	新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方、妊娠されている方など	マスクを必要とされる方へ、県民から寄付されたマスクを届ける	【鳥取県】 西部総合事務所 県民福祉局	(0859) 31-9637
相談窓口	感染に関する相談	新型コロナウイルス感染に関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	健康対策課	(0859) 23-5452
	ワクチンに関する相談	新型コロナウイルスのワクチン接種に関する相談窓口	市民の方	・集団接種、個別接種の案内 ・接種券に関する相談及び対応 ・その他ワクチン接種全般に係る相談の受付及び対応	健康対策課 (新型コロナワクチン接種推進室)	【コールセンター】 0570-002-741 【ワクチン接種推進室】 (0859) 21-4080
	感染症の影響による生活上の相談	新型コロナウイルスの影響による個人の生活上の困りごとに関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	総合相談支援センター「えしこに」	(0859) 21-8428
	生活の困りごとや不安についての相談	生活困窮者自立相談支援	市民の方	相談の受付及び対応 (支援プラン作成及び自立支援)	米子市社会福祉協議会	よなご暮らしサポートセンター (0859) 35-3570
	感染症の影響による市営住宅の家賃を納付することが困難な方の相談受付	市営住宅の家賃の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど、家賃を納付することが困難な方	相談の受付及び対応	住宅政策課	(0859) 23-5263
	水道に関すること及び米子市下水道使用料の支払いのご相談	水道料金等の支払の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに困難な事情がある方	水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに関する相談受付	水道局営業課 下水道営業課	[水道局営業課] (0859) 32-9917 [下水道営業課] (0859) 34-1371
	差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	市民の方	相談の受付及び対応	人権政策課	(0859) 23-5415
	経済対策・雇用に関する電話相談窓口	市民向け相談窓口	市内で雇用されている方	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課	(0859) 23-5224
子育て、ひとり親家庭等に関する相談	子ども総合相談窓口	市民の方	子育て、ひとり親家庭等に関する各種相談に対応	子ども相談課 子ども支援課	【子ども相談課】 ふれあいの里 (0859) 23-5469 【子ども支援課】 ふれあいの里 (0859) 23-5135	

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
新型コロナウイルス感染症に関する相談	新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない方や、お困りの方	新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せ	【鳥取県】 (0857) 26-7799 (土日・祝日も実施)
新型コロナウイルスに関する各種お問合せ	厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する各種お問合せ	新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せ	【厚生労働省】 電話相談窓口 0120-565-653 (フリーダイヤル)
新型コロナワクチンに関するお問い合わせ	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	新型コロナワクチンに関するお問い合わせ	新型コロナワクチンに関するお問い合わせ	【厚生労働省】 0120-761-770 (フリーダイヤル) 9時00分～21時00分 (毎日)
発熱などの症状が出た時の相談	新型コロナウイルス感染に関する相談窓口	発熱など新型コロナウイルスの症状が出た方	相談の受付及び対応	【鳥取県】 受診相談センター (フリーダイヤル)0120-567-492 9時00分～17時15分(毎日) ※上記時間以外(0857) 26-8633
ワクチンの効果や副反応に関する相談	新型コロナウイルスワクチンの効果や副反応に関する相談窓口	市民の方	ワクチン接種後の副反応や効果、接種にあたっての注意事項など、ワクチンに関する専門的なことについての相談受付	【鳥取県】 【新型コロナワクチン相談センター】 (フリーダイヤル) 0120-000-406 9時00分～17時15分 (土日・祝日も実施)
PCR検査や抗原検査の無料検査に関する相談窓口	鳥取県無料検査コールセンター	市民の方	相談の受付及び対応	【鳥取県】 無料検査コールセンター 0570-783-563 9時00分～17時00分(毎日)
新型コロナウイルスワクチンの職域接種に関する相談窓口	鳥取県職域接種相談センター	市民の方、事業主の方	相談の受付及び対応	【鳥取県】 職域接種相談センター (0857) 26-7977 9時00分～17時15分 (土日・祝日除く)
新型コロナウイルス感染症に関するご家庭におけるお困りごとのご相談	家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、入院患者家族支援、学校休業など、家庭に関する困りごとがある方	各種支援施策や手続きの窓口、専門相談窓口等のご案内	【鳥取県】 (0857) 26-7688
差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	人権に関することでお悩みの方	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関すること。その他、ワクチン接種の強制などの人権相談	【鳥取県】 西部総合事務所 県民福祉局 (0859) 31-9649
コロナ禍の中で、困難や苦悩にあつて苦しんでおられる方の相談	こころとからだの相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じている方	相談受付	【鳥取県】 西部総合事務所 米子保健所 (0859) 31-9310
賃貸住宅の入居を希望される方の相談	あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者や障がい者・低所得者等の方	入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。また、専任のあんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付け	鳥取県居住支援協議会事務局(公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内) (0857) 23-3569 安心賃貸相談員 080-1949-3920
子育てや教育に関する相談	教育相談電話	いじめ、不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとがある方	電話相談員が相談に対応心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとに対応するための定期的な専門医による教育相談会の紹介	【鳥取県】 教育相談窓口 (0857) 31-3956 8時30分～17時15分 (土日・祝日除く)

相談窓口

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
相談窓口	雇用の不安などの相談	労働に関する相談	雇用の不安などのある方(個人向け)	雇用の不安などに中小企業労働相談所(みなくる)の相談員が対応	【鳥取県】 みなくる米子	(フリーダイヤル)0120-662-396
	求職者の方の速やかな求人・求職マッチング	ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた求職者	求職者の方に理解のある企業の求人(ささえあい求人)紹介や条件調整等、求職者の方の就職支援。 定期的な商業施設、公共施設等での出張相談	【鳥取県】 県立米子 ハローワーク	(0859) 21-4585 10時00分 ～18:15分 月～土曜日 (祝日を除く)
	差別や中傷、いじめ等の人権に関する相談	人権の相談	人権に関することでお悩みの方	相談の受付及び対応	【法務局】 みんなの人権110番	【みんなの人権110番】 0570-003-110
その他	新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等の映像配信に要する経費の支援	動画配信経費補助金	県内で文化芸術活動を行う個人・団体	新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等の映像配信に要する経費の支援 【補助率(補助上限額)】 1/2(25万円) 【対象となる事業期間(申請可能期間)】 令和5年2月15日まで(令和4年12月15日まで) 【申請者】 県内で文化芸術活動を行う個人・団体 【補助対象経費】 機材(カメラや通信機器等)賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、外部スタッフ人件費等	【鳥取県】 文化政策課	(0857) 26-7134 8時30分～ 17時15分 (土日・祝日除く)
	学び直し・スキルアップを目的として職業能力の開発等に係る講座を受講する場合の経費の補助	米子市社会人スキルアップ・再就職支援補助金	本市に住所を有する社会人の方(15歳以上で学生又は生徒でない方。公務員除く。)	【補助上限】 5万円(補助率1/2) 【対象講座】 雇用保険法第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座、その他これに類するものとして市長が認める講座 【対象経費】 入学料、受講料、教材費、その他市長が必要と認める費用の合計額 ※予算の上限額に達し次第、受付を終了	経済戦略課	(0859) 23-5224

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。